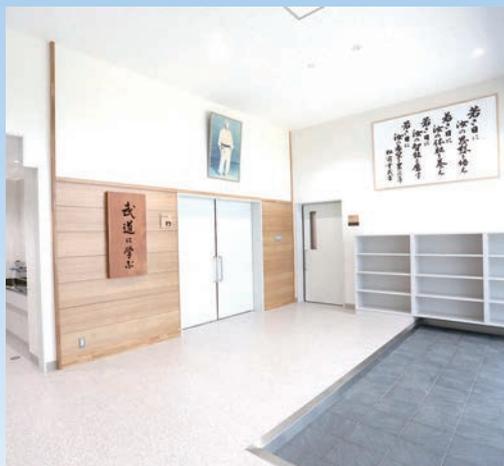


月報私学

2024



VOL.318



学園創立75周年を記念して武道館を改築し、1階に柔道場（写真左下）、2階に剣道場（多目的ホール）（写真右下）を設け、体育の授業や部活動に使用しています。学年集会やイベントのほか校友団体の皆様の交流など、多用途に使用可能な施設となっており、在校生・卒業生・保護者に親しんで使っていただけるよう館名を「望星アリーナ」と名付けました。

写真提供 学校法人東海大学甲府学園 東海大学付属甲府高等学校（山梨県甲府市）

CONTENTS

- 就任のあいさつ 2
- 令和6年度 私学事業団の事業計画と予算 3
- 令和5年度 学校法人ガバナンス改革推進セミナーの報告 6
- 私立学校寄付金ポータルサイトをご活用ください 7
- 健康保険証の廃止／子ども・子育て支援金制度の創設 8
- 令和6年10月から特定学校法人等の規模要件がさらに拡大されます／
雇用保険給付制限期間中の被扶養者認定申請をした人へ 9
- 標準報酬月額の時給決定 10
- 標準報酬月額の改定が必要なとき 11
- 特定健康診査にかかる健診結果データ等のQ&A 12
- 新しい健康ポータルサイト「Pep Up」をご利用ください／相談窓口をご利用ください 13
- INFORMATION 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 16

就任のあいさつ



理事 串田 俊巳

このたび、令和6年4月1日付けで日本私立学校振興・共済事業団の理事を拝命し、企画・総務を担当することとなりました。私学事業団の中期計画・年度計画の策定、運営審議会等各種会議の運営、職員の採用等人事や本事業団自身の改革に取り組むことになりました。こうした業務を通して、我が国の私立学校の振興や教職員の福利厚生の上向上に努めてまいり所存です。

私自身は平成元年4月に文部省に入省し、これまで小中一貫教育の導入、国立大学の法人化、文化財の指定、スポーツ行政や官房業務に携わってきました。一方で私学行政を直接担当したことはありませんが、北海道教育委員会に出席していた当時、少子化が進む中で道立高校の統廃合や定員調整の業務を担当していた際に、道内の私立高校との調整に汗をかいたことや、公立小中学校施設の耐震化の推進を担当した際に、私立小中学校の耐震化も進むよう私学の担当者として対応したことを思い出します。直前は京都大学の理事として国立大学の運営に携わり、

大学の現場を実体験しました。

私立学校を取り巻く状況の中で、最大の課題は急速に進む少子化への対応だと思えます。文部科学省においては、出生数が80万人を切る中で今後の高等教育の在り方を議論するため昨年、中央教育審議会に諮問し、現在審議が進んでいます。私学としても関心が高いと思われれます。少子化以外の課題も多く、ウクライナやガザの状況から見られるように国際状況は常に大きく変化しています。また、AIの進展、浸透に見られるように情報化も進んでいます。さらには地球温暖化など環境問題への対応も求められます。

我が国の私立学校は、各々の学校の建学の精神に基づき、個性豊かな教育・研究を実践し、我が国の人材の育成に大いに貢献してきました。この役割は今後も不変であると考えております。

我が国の私立学校が将来に向けて益々発展していくよう、これまでの経験を活かし、全力を尽くしてまいります。ご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



理事 白井 秀樹

このたび、令和6年4月1日付けで日本私立学校振興・共済事業団の理事を拝命し、年金・福祉を担当することとなりました。

私は、私学事業団の前身の一つである私立学校教職員共済組合に昭和62年4月に奉職して以来、共済業務に携わってまいりました。これまで培ってきた経験を活かしながら、私立学校の振興と教職員等の福利厚生の実現のために全力を尽くす所存ですので、皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

令和5年の政府統計によると、日本の65歳以上の高齢者人口は2043年に3953万人とピークに達し、2056年には総人口は1億人を下回るようになっていきます。このような予想を上回る速度で少子高齢化、人口減少が進む一方でAI関連の技術革新や経済のグローバル化も急速に進展していることに加え、国際情勢も極めて不安定な状況にあります。

こうした社会情勢が激変していく中においては、自らが進むべき道や執るべき行動を的確に判断し、実行するこ

とができる資質と行動力を持った人材の育成が以前にも増して求められていると感じています。そしてこれまで社会の発展を支える多種多様な人材を輩出してきた私立学校においても同様の役割を担っていることは言うまでもありません。その私立学校に対して財政的な支援等と教職員の福利厚生を一体的・総合的に行うことにより、私学振興を推進している本事業団の役割も一層重要性を増しており、改めて重責に身の引き締まる思いです。

現在、社会保障関連のさまざまな改革が政府の審議会等で議論されており、その動向を見つつ、私学共済制度においても必要な対応を講ずべきものと考えております。また、令和6年12月に実施予定のマイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けての対応、福祉事業における健康づくりのためのさまざまな事業推進等、課題は非常に多いと感じていますが、健全で安定的な制度運営が図られるよう努力してまいりますので、今後ともよろしくごお願い申し上げます。

令和6年度 私学事業団の事業計画と予算

財務部

助成業務

補助事業

私立大学等に対して補助金の交付を行っています。

私立の大学、短期大学及び高等専門学校
の健全な発達に資するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に補助金を交付します。
令和6年度は、東日本大震災からの復興支援分(1億9589万円)を含む2978億9631万円を交付する予定です。

貸付事業

学校法人等に対して固定金利で長期の融資を行っています。

学校法人等に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金について固定金利で長期の融資を行います。

6年度の貸付事業計画額は600億円です。

貸付財源は、国の財政融資資金287億円、自己調達資金313億円(うち、共済業務にかかる厚生年金勘定からの借り入れ197億円)を予定しています。

なお、私立学校施設の耐震化等防災安全機能強化にかかる耐震改築及び改修工事等の融資は、国の利子助成制度の対象になります。

寄付金事業

学校法人等の寄付金募集活動に対して支援を行っています。

「受配者指定寄付金」として、私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄附者が指定した学校法人等に配付します。
この寄付金は所得税、法人税について税法上の優遇措置(昭和40年大蔵省告示第154号)が受けられます。
6年度は、280億円を配付する予定です。

また、私立大学等に在籍する若手研究者や女性研究者の研究を支援するため、広く一般から寄付金を受け入れ、これを財源として「若手・女性研究者奨励金」の交付を行います。この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置(特定公益増進法人の措置)が受けられます。

6年度は、3000万円を交付する予定です。
なお、6年度の寄付金受入目標額は2100万円です。

学術研究振興基金・資金事業

学術研究振興基金への寄付金の受け入れと学術研究振興資金の交付を行っています。

私立学校の学術研究に直接必要な資金を交付するため、学術研究振興基金に広く一般から寄付金を受け入れ、その基金を運用し、運用益を学術研究振興資金として学術研究のための設備の取得費、維持費その他研究に要する経費に対して交付します。

この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置(特定公益増進法人の措置)が受けられます。

6年度は、学術研究振興資金8000万円を交付する予定です。

なお、5年度末における学術研究振興基金の保有額は、54億1589万円です。

経営支援・情報提供事業

学校法人自身が経営上の問題点を早期発見するための方策の提案や、自ら行う経営改善に向けた取り組みに対して支援を行っています。

また、私立学校の教育条件及び経営に関する情報を収集・蓄積し、私立学校等のニーズに応じて必要な情報を迅速に提供しています。

○学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリングを行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話等さまざまな手

段を活用して学校法人からの相談や質問に対応し、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行います。

○基礎調査、アンケート調査及び経営改善事例の蓄積等を行い、私立学校の教育条件及び経営に関する情報データベースの充実を図ります。

○私立大学・短期大学・高等専門学校
の特色や、教育研究の取り組み等さまざまな教育情報をWebサイトに公開します。

○収集した情報や調査結果を研究・分析し、その結果を次のようなさまざまな形で提供します。

- ・私学リーダーズセミナーの実施
- ・私学スタッフセミナーの実施
- ・「今日の私学財政」の発行
- ・私立大学・短期大学等及び私立高等学校の「入学志願動向」、「私立大学の経営改善方策に関するアンケート報告(高等学校法人編)」の公表

減免資金交付事業

私立大学等に対して授業料等減免資金の交付を行っています。

我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、国から授業料等減免資金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に交付金を交付します。

6年度は、2208億2365万円を交付する予定です。

共済業務

◆私学共済制度の構成員と標準報酬等

令和6年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員は、表中①の通り、総計160万人（加入者、被扶養者及び年金受給者）と推計しました。また、標準報酬月額額の平均及び標準賞与の平均年額は、それぞれ表中②・③のとおり推計しました。

表 構成員・標準報酬月額・標準賞与推計

区分	①構成員（人）	②標準報酬月額 の平均（円）	③標準賞与の 平均年額（円）
合計加入者	638,487	378,096	1,240,975
(短期加入者) ^{※ア}	(635,116)	(377,454)	(1,236,362)
(年金等加入者) ^{※イ}	(613,127)	(369,007)	(1,174,748)
被扶養者	335,981	—	—
年金受給者	629,321	—	—
総計	1,603,789	—	—

※ア 短期加入者とは、短期給付（医療）にかかる掛金を負担している加入者のことをいいます。
 ※イ 年金等加入者とは、年金等給付にかかる保険料を負担している加入者のことをいいます。

短期（医療）給付事業
 病気やケガによる医療費等の給付を行っています。

短期給付分掛金率は、高齢化の進展による高齢者医療制度への支援金等の増加により、現行の掛金率のままでは財政の均衡を保つことが困難となることが見込まれることから、8・771%（前年度掛金率8・569%）に変更しました。

介護分掛金率は、厚生労働省から示される諸係数に基づいて算定した結果、1・692%に変更しました（前年度掛金率1・677%）。

これらの掛金率を基に推計した掛金収入は3560億円となる見込みです。保健給付等の給付費は1975億円を見込み、また、他制度への支援金等（※1）として、前期高齢者納付金50億円、後期高齢者支援金809億円、介護納付金373億円等を見込み、図1のとおり収支を予定しています。

その結果、掛金及び利息等の収入（3565億円）と給付費、支援金等及び繰入金の支出（3750億円）との収支差に、支払準備金の戻入と繰入（※2）との差額を加えた190億円が当期総損失となる見込みです。

なお、支払準備金は、当該事業年度における短期給付請求総額の12分の1に相当する金額を積み立てています。

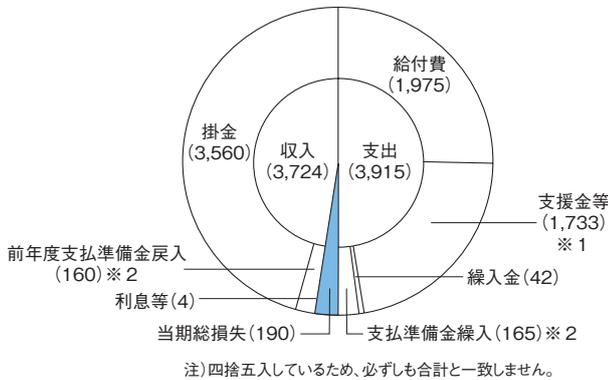
※1 支援金等

介護保険や高齢者医療等の他の医療制度に要する費用等を賄うために、医療保険者ごとに、報酬の総額等に応じて割り当てられる金額のことをいいます。支援金等には、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金などがあります。

※2 支払準備金の戻入・繰入

短期給付の給付金を支払うためにあらかじめ積み立てている金額のことです。「前年度支払準備金戻入」とは、前年度の支払準備金を当年度に一旦戻入する金額、「支払準備金繰入」とは、当年度分を前年度分に替えて新たに積み立てる金額をいいます。

図1 短期（医療）給付事業（短期勘定）の
 予算収支（単位：億円）



注) 四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

年金等給付事業

退職後の生活の柱となる年金の給付を行っています。

〈厚生年金勘定〉

加入者保険料率は、毎年4月に0・354ポイントずつ引き上げることになっていきます。軽減保険料率（※3）は、元年に行った再計算の結果、6年4月～8月までは16・389%、9月～翌年3月までは16・743%になります。

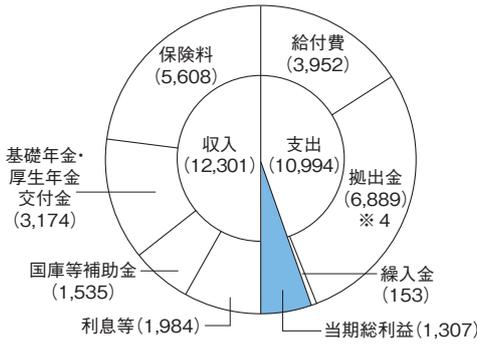
なお、都道府県からの補助が行われた場合、その分だけ保険料率が軽減されます。ただし、賞与にかかる保険料に対する補助はありません。

軽減保険料率を基に推計した保険料収入は5608億円となる見込みです。その他に国庫等補助金1535億円、基礎年金交付金9億円、厚生年金交付金3166億円等を見込んでいます。

また、給付費は3952億円、その他に基礎年金拠出金2875億円、厚生年金拠出金4014億円、退職等年金給付勘定への繰入金103億円等を見込み、図2（次頁参照）のとおり収支を予定しています。

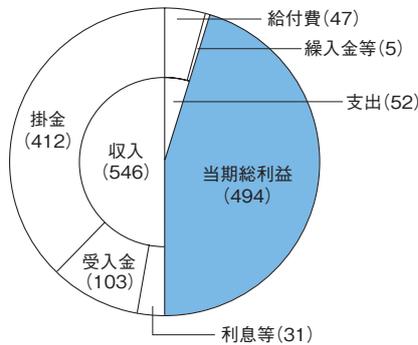
保険料、交付金、補助金及び利息等の収入（1兆2301億円）と給付費、拠出金（※4）及び繰入金等の支出（1兆994億円）との収支差1307億円が当期総利益となる見込みです。

図2 年金等給付事業（厚生年金勘定）の
予算収支(単位：億円)



注)四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

図3 年金等給付事業（退職等年金給付勘定）
の予算収支(単位：億円)



注)四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

※3 軽減保険料率

私学共済制度では、加入者保険料の負担増に対する激変緩和措置として、被用者年金制度の一元化に伴う積立金（積立金）を活用して保険料の軽減を行うことができる。6年4月～8月の加入者保険料率は17・540%から1・151ポイント軽減し16・389%に、9月～翌年3月までは0・797ポイント軽減し16・743となります。これを軽減保険料率といます。

※4 拠入金

基礎年金、厚生年金の給付に要する費用を賄うために、実施機関ごとに、その加入する人数等にに応じて割り当てられる金額のことをいいます。拠入金

には、基礎年金拠入金と厚生年金拠入金があります。
《退職等年金給付勘定》
退職等年金給付掛金率は、前年度と同率の1・50%に据え置きますが、6年度についても経過の長期給付積立金を活用し、厚生年金勘定から掛金率0・3%相当額を受け入れ、納付していただく掛金率を1・20%に軽減します。

この掛金率を基に推計した掛金収入は412億円、厚生年金勘定からの受入金は103億円、給付費は47億円を見込み、図3のとおり収支を予定しています。

掛金、受入金及び利息等の収入（546億円）と給付費及び拠入金等の支出（52億円）との収支差494億円が当期総利益となる見込みです。

福祉事業

健康の保持・増進及び日常生活の援助を目的とした事業を行っています。

6年度も前年度と同様に福祉事業分掛金率0・25%を主な財源としています。また、特定健康診査等事業に対し、国庫補助金1億円が措置されています。なお、各経理の収支は図4のとおりを予定しています。

保健事業

特定健康診査、人間ドックや健康増進施設の利用費用補助を行っています。

人間ドック利用費用補助等の保健事業にかかる費用として24億円、特定健康診査等の事業にかかる費用として4億円、また、医療事業及び宿泊事業への拠入金として48億円を見込んでいます。

医療事業

総合健診を行う健康医学センターを併設した直営病院の運営を行っています。

東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金等を見込んでいます。

宿泊事業

旅行・出張、会議・宴会等にご利用いただいているガーデンパレス、宿泊所及び保養所の運営を行っています。

宿泊施設の運営に伴う事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金等を見込んでいます。

貯金事業

財産形成の支援を行っています。

貯金事業の収支は、積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイリスプランの各事業を総括したものと なっています。

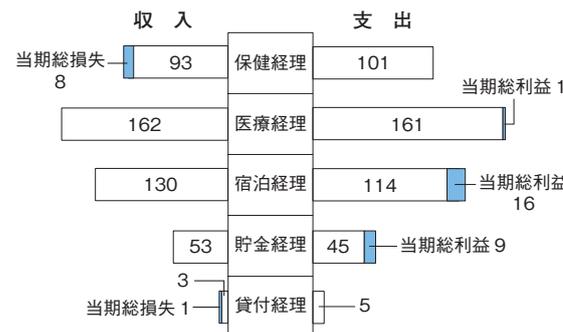
なお、6年度末の加入者貯金残高は、1兆2675億円となる見込みです。

貸付事業

結婚・教育・住宅等の資金の貸付けを行っています。

6年度の貸付額は、加入者貸付78億円を見込んでいます。

図4 福祉事業の事業経理別予算収支(単位：億円)



注)四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

◆その他事務費など

短期（医療）給付事業及び年金等給付事業の事務を行う費用は共済業務勘定で支出しています。この勘定では、短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定からの事務費繰入金96億円により当該費用を賄います。他に、国庫補助金2億円が措置されています。

令和5年度 学校法人ガバナンス改革推進セミナーの報告

私学経営情報センター 私学情報室

令和7年4月1日施行の改正私立学校法(以下「改正法」といいます)においては、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」の確立が図られることになり、中でも学校法人における評議員・評議員会の重要性は一層高まります。

これを踏まえ、改正法の内容、評議員に今後求められる新しい役割等の知識を習得する機会とし、学校法人のガバナンス強化に資することを目的として、学校法人の評議員・理事・監事を対象に「学校法人ガバナンス改革推進



東京会場 福原理事長による講演の様子

セミナー」を開催しました。

このセミナーは、大阪と東京の2会場において、それぞれ現地会場で受講する「対面形式」と会場の講演の模様を生配信し、オンラインで受講する「オンライン形式」の2種類の方法で募集を行いました。

その結果、大阪では226名(対面72名、オンライン154名)、東京では266名(対面122名、オンライン144名)、合わせて492名にご参加いただきました。

セミナーのプログラムは第1部「講演」と第2部「グループディスカッション」の二部制とし、第1部では、私学事業団理事長、文部科学省私学行政課長、公認会計士による講演を行いました。

まず、本事業団理事長 福原紀彦から「学校法人ガバナンスと改正私立学校法」と題し、私立学校法改正の背景やこれからの私学が目指すべき方向性について講演がありました。

次に、文部科学省神山私学行政課長から「私立学校法の改正と評議員の役割について」と題し、改正法の概要と学校法人側の今後の手続きについて講演がありました。

続いて、新創監査法人高橋公認会計士から「ガバナンス強化における会計

監査人の役割」と題し、改正法に基づいた監査の導入、公認会計士や評議員によるガバナンスへの貢献について講演がありました。

第2部では、評議員・評議員会を取り巻く現状から考えた改正法施行に向けた課題や対応策について、大阪では7グループ、東京では13グループに分かれ、テーマを選定したうえで議論していただきました。その後、大阪では5グループが、東京では6グループが議論内容の発表を行いました。



大阪会場 グループディスカッションの様子

以下、アンケートの回答の一部を紹介します。

- ・(福原理事長の講演について)理事、監事、評議員の選任方法(理事選任機関)に焦点をあてがちだが、内部統制が重要である事が認識できた。
- ・(神山講師の講演について)法改正

による評議員の新しい役割がよく分かると同時に、責任の重さについても再認識、確認できた。

・(高橋講師の講演について)将来の監査スケジュールを具体的にイメージできるようになった。

・(グループディスカッションについて)私学法改正にともなう評議員会のあり方について、特に評議員の質の観点での評議員選出について意見交換できたのは有益だった。

開催日・場所：令和6年2月22日(木)大阪ガーデンパレス
令和6年3月6日(水)東京ガーデンパレス

＜第1部 講演＞	
時間	内容等
13:00～	開会挨拶 講演①「学校法人ガバナンスと改正私立学校法」 私学事業団 理事長 福原 紀彦
14:10～	講演②「私立学校法の改正と評議員の役割について」 神山 弘氏(文部科学省高等教育局私学部私学行政課長)
15:00～	講演③「ガバナンス強化における会計監査人の役割」 高橋 克典氏(新創監査法人 公認会計士)
＜第2部 グループディスカッション＞	
時間	内容等
16:00～	グループディスカッション ～改正私学法施行に向けた課題と対応策について～
16:50～	グループ発表
17:10～	閉会挨拶 私学事業団 理事 菊池 裕明

問い合わせ先(私学振興事業本部)

私学経営情報センター 私学情報室

03(3230)7849・7850

Eメール center@shigaku.go.jp

私立学校寄付金ポータルサイトをご活用ください

助成部 寄付金課



私学事業団では、私立学校の寄付募集に関する情報を紹介する「私立学校寄付金ポータルサイト」を設置しています。「事業団ホームページ」▼私立学校寄付金ポータルサイト)。

本サイトは、私立学校が特色ある教育研究に取り組みするためにさまざまな寄付の支援を求めていることを社会へ発信しています。ぜひ、寄付募集活動の一環として本サイトを「活用ください」。

◆掲載方法

大学から小学校を設置する学校法人は、本事業団の電子窓口から掲載依頼が可能です。電子窓口の電子ファイル一覧(「寄付金課」▼私立学校寄付金ポータルサイト)内にあるファイルを確認してください。提出後2〜3日程度で掲載手続きが完了します。電子窓口を開設していない学校法人は、寄付金課までお問い合わせください。

◆留意事項

本サイトはGoogleカスタム検索の機能を使用しているため、掲載手続き完了後、サイトへの表示に時間がかかる場合があります。また、掲載した情報は、更新されずに2年が経過すると自動的に削除されます。すでに掲

助成業務



令和6年能登半島地震にかかる募金情報を掲載中です。

お問い合わせ先(私学振興事業本部)
助成部 寄付金課
TEL 03(3230)7317・7318
Eメール kufukin@shigaku.go.jp

載している学校法人についても、適宜内容を見直し、改めて掲載手続きをしてください。

- ✓ すべての私立学校が無料で情報を掲載できます。
- ✓ 学校の特色、寄付金の使い道、学校所在地など、寄付者の視点で情報を検索できます。
- ✓ 寄付先が決まっていない寄付者を自校のホームページに誘導できます。(検索エンジンで「学校 寄付」と検索すると本サイトは上位に表示されます)

寄付金の使い道について

皆様からの寄付金は、よりよい教育を提供するために、様々な用途で使用されています。

災害復旧支援のための寄付募集

自然災害等により被災した学校を支援するための寄付募集情報です

特色ある教育を支援

私立学校が取り組む、講義の精神に習った特色ある多様な教育を応援したい。

特色ある研究を支援

私立の大学や短期大学、高等専門学校が取り組む独創的で発展的な特徴ある研究を応援したい。

奨学金による学生・生徒支援

私立学校に在籍する経済的に困難な学生や生徒に対する奨学金など、私立学校が独自の取り組みで学生を支援するための奨学金等の募集を応援したい。

国際交流の取り組みを支援

教育や研究上の国際交流の取り組みや学生・生徒等の留学支援、留学生に対する支援などを応援したい。

校舎や園舎など施設整備の支援

教育研究のために必要な施設設備の整備や学生・生徒等の安全確保のために行う校舎等の耐震工事などを応援したい。

教育や研究のための設備購入支援

私立学校の特色ある教育や研究の実施に必要な設備更新や関連などの応援したい。

全国私立学校の募集状況

日本には、幼稚園から大学まで多くの私立学校が設立されています。その一方で、寄付金を募集している私立学校を募集ごとに取り扱っています。それぞれの県の寄付金募集私立学校一覧へリンクしています。

所在地から学校を検索できます。

学校ページ(イメージ)

大学法人 学校法人東西学園 (がっこうほうしんとうがく)

法人概要

「ESW」の名で知られる本学園は、1971年に開設された「東西専門学校」を前身として、50年以上の歴史を持つ文理融合型の東西大学を設置している学校法人です。創設以来、自ら社会課題を解決できる人材の育成と、社会科学の振興をミッションとし、2030年に創立60周年を迎えます。今後も伝統を継承しつつ、更なる発展に努めて参ります。

【所在地】 102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12 【地域：東京都】
 【法人のHP】 https://www.shigaku.go.jp/ ※別窓で開きます
 【寄付総合HP】 https://kifu-portal.shigaku.go.jp/ ※別窓で開きます

寄付金

教育充実募金 (きょうじついくじゅうじつぽきん)

【寄付金概要】

- ・教育研究施設設備等充実募金

【対象事業】 教育や研究のための設備購入支援

【税控除】 受取者指定寄付金 特定公益増進法人 個人：税額控除

【寄付金募集期間】 2022年4月1日 ~

東西大学を一層発展させるため、教育研究に必要な施設及び設備を建設・維持して参ります。学生の未来を応援するため何卒ご支援を賜りたく、よろしくお願致します。

【お問い合わせ先】

【Tel】 03-3230-1321 【e-mail】 kufukin@shigaku.go.jp

健康保険証の廃止

企画室・業務部 資格課

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年6月9日公布）等により、6年12月1日をもって健康保険証が廃止されます。この改正に伴い、私学事業団においても加入者証・加入者被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）の交付を6年12月1日で廃止し、6年12月2日以降は加入者証等に代わり「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」のいずれかを交付します。この取り扱いについては、今後、私立学校教職員共済法施行規則等で定められる予定です。

◆加入者証等の取り扱い

6年12月2日以降交付しません。既に交付している加入者証等は経過措置により、7年12月1日まで医療機関等で健康保険証として使用できます。ただし、7年12月1日より前に資格喪失した場合は、加入者証等を使用できるのは資格喪失日の前日までとなります。

◆「資格確認書」(※)

健康保険証利用登録済のマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます）を持っていない人が、医療機関等を受診する際にマイナ保険証の代わりに提示する証です。有効期限は

一律11年11月30日とします。ただし、後期高齢者に該当する75歳到達及び任意継続加入者の2年満了については当該年月日を表示します。

◆「資格情報のお知らせ」(※)

私学共済制度の加入者等の資格情報をお知らせするものです。この証のみで医療機関等を受診することはできません。また、国からの通達により、安心してマイナ保険証を使用していたため、すべての加入者等に6年10月以降一斉交付します。

※ 資格確認書及び資格情報のお知らせの交付等にかかる詳細については、5月調定掛金等納付通知書（6年6月12日発送）に同封の通知文にてお知らせします。

6年12月2日以降はマイナ保険証利用が基本となります。また、6年11月末までにマイナ保険証受診率を50%（6年4月時点の私学共済における受診率は5・57%）に引き上げることが国から求められているため、加入者等のマイナンバーカードの取得、健康保険証の利用登録及びマイナ保険証での受診に、より一層のご協力をお願いします。

子ども・子育て支援金制度の創設

企画室

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が令和6年2月16日に閣議決定され、国会に提出されました。改正内容の一つに、子ども・子育て支援金制度（以下「支援金制度」といいます）の創設があります。

◆支援金制度の主な内容

①令和8年度から医療保険者は国に支援金納付金を納付する

次の五つの支援等に充てるため、私学事業団をはじめとする医療保険者は、支援金を納付する義務を負うこととされています。そのため、8年度から短期給付掛金に当該支援金納付金にかかる掛金が合わせて徴収される見込みです。具体的な徴収方法は、今後検討し、決まり次第お知らせします。

・ 出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）

・ 共働き・子育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金・国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除）

・ こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）

・ 児童手当

・ 子ども・子育て支援特例公債の償還

金等

② 医療保険者から毎年度徴収する支援金納付金の額の算定方法を定める

③ 内閣総理大臣は、社会保険診療報酬支払基金に、支援金納付金の徴収等の事務を行わせることができることとする

④ 政府は、令和6～10年度までの各年度に限り、支援金納付金対象費用の財源について子ども・子育て支援特例公債を発行することができることとする

今後、支援金制度の詳細や本事業団の検討内容等については、改めて広報誌等でお知らせします。

詳しくは、こども家庭庁ホームページをご覧ください。

「第5回子ども・子育て支援等分科会」のページに、「資料2…子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（概要）」(pdf)が掲載されています。



令和6年10月から特定学校法人等の規模要件がさらに拡大されます

業務部 資格課

◆短期間労働加入者の適用拡大

短期間労働加入者の健康保険・厚生年金保険の適用拡大により、令和6年10月1日から、現行では「1000人を超える」とされている学校法人等の規模要件が「50人を超える」に引き下げられます。この改正により、該当する学校法人等に雇用され、短期間労働加入者の要件に該当する人は、私学共済制度の加入者となります。

◆短時間労働加入者となる要件

週の所定労働時間が20時間以上であること

・賃金の月額が8万8000円以上であること

・2か月を超える雇用の見込みがあること（通常の加入者の要件と同じ）

・学生でないこと

・70歳未満の通常の加入者数が50人を超える（51人以上）学校法人等（「特定学校法人等」といいます）であること

◆該当する学校法人等に事前連絡の通知を送付します

6年10月1日からの改正に当たり、8月中旬に事前連絡の通知を送付します。

この通知は、学校法人等单位での掛

金の調定人数が5年9月から6年7月の各月において、6か月を超えて51人以上かどうかを基準に、次の①から③の3種類に区分して全学校宛てに送付します（すでに特定学校法人等となっている学校法人等を除きます）。

① 特定学校法人等に該当する

私学事業団で特定学校法人等の登録をしますので、短時間労働加入者の要件に該当する人については、専用の報告書「資格取得報告書（短時間労働加入者用）」[DL](#)を10月以降、速やかに提出してください。

② 施行時に特定学校法人等に該当する可能性がある

学校法人等单位で6年8月又は9月の70歳未満の掛金の調定人数を確認し、51人以上の月があれば、特定学校法人等に該当します。この場合は、「特定学校法人等該当届書」[DL](#)を提出してください。「特定学校法人等該当届書」[DL](#)は、学校法人等で複数の学校を持つている場合は、学校（学校番号）ごとに提出が必要となります。

短時間労働加入者の要件に該当する人については、専用の報告書「資格取得報告書（短時間労働加入者用）」[DL](#)を10月以降に提出してください。

掛金の調定人数を確認するための掛金等納付通知書は、8月調定は9月中旬に、9月調定は10月中旬に学校法人等宛て送付します。

③ 施行時には特定学校法人等に該当しない

特に手続きはありません。その後、本事業団で、過去11か月のうち5か月が51人以上に該当した場合は、事前連絡の通知を送ります。

注 特定学校法人等に該当しなくても、労使の合意を得て、学校法人等单位

で短時間労働加入者の適用を受けることができます。詳しくは資格課にお問い合わせください。

◆被扶養者の取り消し手続きが必要な場合があります

加入者の被扶養者となっている人が、パート先等で短時間労働者の要件に該当した場合は、パート先等の健康保険の被保険者となります。私学共済の被扶養者の取り消しとなりますので、速やかに「被扶養者取消申請書」[DL](#)を提出してください。健康保険の被保険者となった日が取り消し日となります。

この場合は、年間の収入が被扶養者としての限度額未満（60歳未満の人は130万円未満、60歳以上の人は180万円未満）であったとしても、被扶養者でいることはできません。取り消しに該当していた事実が後から判明した場合は、遡って取り消しとなりますので、注意してください。

雇用保険給付制限期間中の被扶養者認定申請をした人へ

業務部 資格課

◆「雇用保険受給資格者証」の写しを提出してください

雇用保険の待期間及び給付制限期間のみ認定を受ける被扶養者が、被扶養者認定申請時に「雇用保険受給資格者証」の写しを添付していないときは、交付後速やかにその写しを私学事業団宛てに提出してください。提出の際は、写しの余白に加入者番号と加入者氏名を必ず記入してください。

原則、雇用保険の受給開始日をもって、被扶養者の取り消しをするため、受給資格者証の写しにより被扶養者の取消年月日を確認します。提出した時点で、雇用保険の受給を開始している場合は、遡って被扶養者の取り消しをします。取消日以降に加入者被扶養者証を使用した場合、医療費等の返還が発生しますので注意してください。

◆雇用保険の受給を放棄又は延長したとき

「誓約書（雇用保険の受給を放棄・延長・中断する場合の添付書類）」[DL](#)のうち、「すでに雇用保険の給付制限期間のみ認定を受けている人が、雇用保険の受給を受けないことにしたときの誓約書」[DL](#)とその確認書類の提出が必要です。

標準報酬月額の定時決定 基礎届書の提出期限は令和6年7月10日です

業務部 資格課

標準報酬月額は、毎月納付する掛金等の額や、年金、休業給付などの給付金の計算の基となる重要なものです。毎年1回、「定時決定」により見直しを行います。

標準報酬月額の設定とは

毎年7月1日現在で学校法人等に使われている加入者について、学校法人等が支給した4・5・6月の報酬を「標準報酬基礎届書^{DL}」（以下「基礎届書」といいます）で報告していただき、その3か月間の報酬月額の平均額に基づいて、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額及び等級を決定することをいいます。

「基礎届書」の対象

◆対象となる加入者

資格取得日が令和6年5月31日以前で、7月1日現在加入している人
注 加入者資格を有する休業者や育児休業等を取得中の入及及び後期高齢者医療制度の被保険者になった人も対象です。

◆対象とならない加入者

- ・資格取得日が6年6月1日以後の人
- ・7月に標準報酬月額が改定される人

「基礎届書」の送付と提出

6月中旬に「基礎届書」と通知文を学校法人等宛てに送付します。

なお、電算用紙又は電子媒体による報告の登録をしている学校法人等については「基礎届書」は送付せず、通知文のみ送付します。

◆「基礎届書」による届け出

私学事業団が送付する「基礎届書」に、対象となる加入者が記載されています。対象者について、通常の加入者又は短時間労働加入者のいずれかを○で囲み、4・5・6月の各月の支払基礎日数、報酬月額と3か月の平均額を記入し、期限までに提出してください。

なお、通常の加入者は、報酬の支払基礎日数(※)が17日未満(短時間労働加入者は11日未満)である月は、その月の報酬月額の合計は0円と記入してください。

※ 支払基礎日数とは、その報酬の支払いの基礎となった日数です。

◆電算用紙による届け出

すでに電算用紙(学校法人等で作成した「基礎届書」)による届け出の承認を受けている学校法人等は、期限までに提出してください。

なお、今年度の定時決定の電算用紙による届け出の承認受付は終了しました。

◆電子媒体による届け出

電子媒体(CD-R又はUSBメモリ)で「基礎届書」を提出する学校法人等については、私学共済ホームページ(私学共済事業のご案内)▼資格と掛金等▼電子媒体での申請)で電子媒体作成機能をダウンロードして電子媒体を作成し、出力される送付状とともに期限までに提出してください。事前の承認申請は不要です。

なお、今年度、電子媒体で報告すると、電子媒体報告校として登録され、来年度以降「基礎届書」は送付しません。

◆「基礎届書」の作成上の注意事項

- ① 4・5・6月に実際に支払った報酬月額を記入してください。給与が翌月払いで、3月分給与であったとしても4月の報酬として取り扱います。
- ② 加入者区分等に応じた支払基礎日数を次の賃金形態に基づいて正しく確認し、金額と共に記入してください。
- ・月給制、週給制：出勤日数に関係なく暦日数。ただし、欠勤日数分だけ給与が差し引かれる場合は、就業規則や給与規程等に基づき学校法人等が定めた日数(所定労働日数)から欠勤日数を控除した日数
- 【例】月給制の通常の加入者が、暦日数31日の月に7日間欠勤し、その分を控除して報酬が支払われた場合
↓学校法人等が定めた日数(所定労働日数)が21日であるときは、21日から7日を引いた14日が支払基礎日数となります。17日未満のため0円と報告してください。暦日数31日から7日引いた24日ではありませんので、注意してください。
- ・日給制、時給制：実際の出勤日
- ・有給休暇は、労働の対償として報酬を受けているため支払基礎日数に含まれます。
- ③ 毎年4月から6月までが繁忙期に当たるため、年平均額による保険者決定を希望する場合は、「基礎届書」への記入(電子媒体の場合は入力)に加え、申立書と加入者の同意書の添付が必要です。私学共済ホームページよりダウンロードできますので、必ず添付して提出してください。
- ④ 電算用紙や電子媒体による届け出の際には、加入者番号(特に所属学校変更後の個人番号)を正しく記載しているか確認してください。

送付する通知文にある標準報酬月額チェックリストを活用し、報告誤りがないよう提出してください。

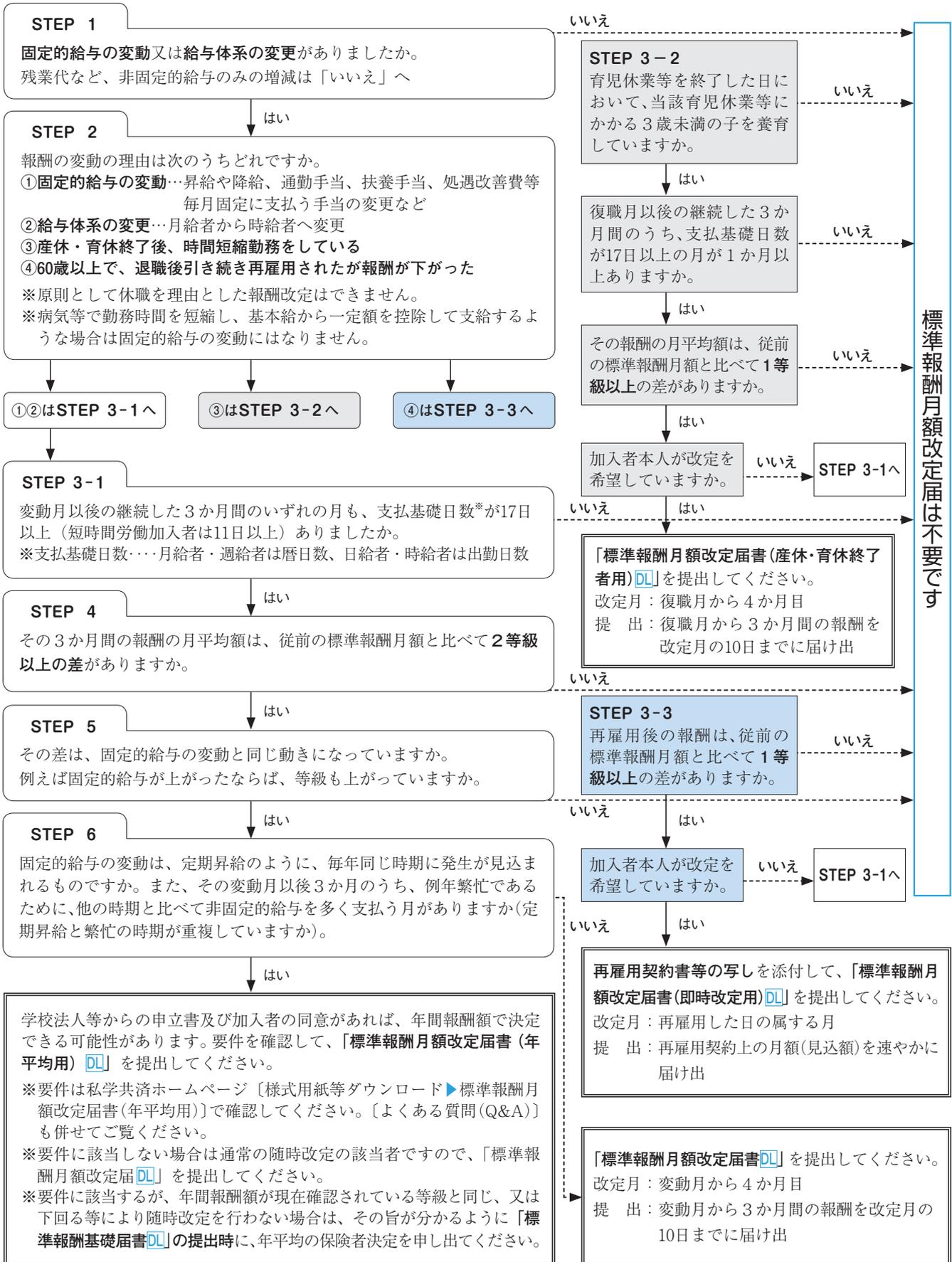
標準報酬月額改定が必要なとき

業務部 資格課

標準報酬月額は、資格取得時に決定した後、毎年1回の定時決定で見直します。ただし、次の場合は標準報酬月額の改定届が必要となります。このフローチャートは私学共済ホームページにも掲載しています。ダウンロードして活用してください。

共済業務

標準報酬月額改定届は不要です



特定健康診査にかかると 健診結果データ等のQ&A

福祉部 保健課

Q1 加入者の特定健康診査はどのように実施するのですか。

A1 特定健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「高齢者医療確保法」といいます）に基づき実施します。また、学校法人等には、「学

校保健安全法」又は「労働安全衛生法」に基づき、毎年1回定期健康診査を実施することが義務付けられています。

加入者は、学校法人等にて実施する定期健康診査の受診を、特定健康診査の受診に代えることができるため、別

Q2 特定健康診査や定期健康診査では、どの項目を検査すればよいですか。

A2 特定健康診査及び定期健康診査の必要検査項目は、表のとおりです。各項目を漏れなく受診等したうえで、健診結果を学校法人等から提出してくだ

途、医療機関等に受診する必要はありません。（参考）「高齢者医療確保法」第21条、第27条

Q3 学校法人等が定期健康診査をするに当たり、私学事業団から補助がありますか。

A3 学校法人等の義務により実施するものであるため、本事業団から健診に対する補助はありません。

Q4 定期健康診査結果を私学事業団に提出する際、加入者本人の同意を得る必要はありますか。

A4 特定健康診査に関する個人情報については、法令に基づく提供であるため、本人の同意を得ることなく学校法人等から本事業団へ提供可能です。

ただし、特定健康診査の項目以外の健診結果データについては、要配慮個人情報に該当するため、本人の同意なしには提出できません。提出の際は、特定健康診査に関するデータのみを抽出する、あるいは特定健康診査に関するデータ以外はマスキングをする等の配慮をお願いします。

Q5 定期健康診査を受けた病院等の健診実施機関から健診結果データを直接私学事業団へ送付してもよいですか。

A5 法令上、保険者である本事業団は、加入者を使用している学校法人等に対して情報提供を求めているため、学校法人等から提出してください。

Q6 健診結果データは、原則、電子媒体での提出となっていますが、どの

表：特定健診(高齢者医療確保法)の項目と労働安全衛生法・学校保健安全法との比較

	項目名	高齢者医療確保法	労働安全衛生法	学校保健安全法
診察	既往歴	○	○	
	服薬歴	○	※	
	喫煙歴	○	※	
	業務歴		○	
	自覚症状	○	○	
身体計測	他覚症状	○	○	
	身長	○	○	○
	体重	○	○	○
	腹囲	○	○	○
血圧	BMI	○	○	○
	血圧(収縮期/拡張期)	○	○	○
	肝機能検査			
肝機能検査	AST(GOT)	○	○	○
	ALT(GPT)	○	○	○
	γ-GT(γ-GTP)	○	○	○
血中脂質検査	空腹時中性脂肪	●	●	●
	随時中性脂肪	●	●	●
	HDLコレステロール	○	○	○
	LDLコレステロール(Non-HDLコレステロール)	○	○	○
	血糖検査			
血糖検査	空腹時血糖	●	●	●
	HbA1c	●	●	●
	随時血糖	●	●	●
尿検査	尿糖	○	○	○
	尿蛋白	○	○	○
血液学検査(貧血検査)	ヘマトクリット値	□		
	血色素量[ヘモグロビン値]	□	○	○
	赤血球数	□	○	○
その他	心電図	□	○	○
	眼底検査	□		
	血清クレアチニン(eGFR)	□	□	
	視力		○	○
	聴力		○	○
	胸部エックス線検査		○	○
	喀痰検査		□	□
胃の疾病及び異常の有無			○	
医師の判断	医師の診断(判定)	○	○	○
	医師の意見		○	○

○…必須項目、□…医師の判断に基づき選択的に実施する項目、●…いずれかの項目の実施で可
 ※…必須ではないが、聴取の実施について協力依頼
 注：労働安全衛生法及び学校保健安全法の定期健康診査は、40歳以上における取扱いについて記載している。また、学校保健安全法の定期健康診査は、学校の職員を対象とする。

この表にかかる詳細は、次の参照先をご覧ください。

厚生労働省ホームページ
 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」
 (第4.1版) 6 ページ 図表4



ような方法で作成したらよいですか。
A6 多くの病院等の健診実施機関において、健診結果をXML形式にデータ化することが可能です。学校法人等の定期健康診断を委託する際に、健診結果データ作成についても依頼していただくこと事務の軽減につながります。健診実施機関が作成したXML形式のデータの不備をチェックするツールを私学共済ホームページに掲載しています。

なお、健診実施機関にて作成が難しい場合は、私学共済ホームページに掲載している「特定健診結果提出用データ入力・作成ツール」により学校法人等にて作成が可能です。入力したデータのチェック機能も備えています。
 また、令和6年度より、提出する電子媒体のデータを暗号化するツールも提供しています。データの復号化は、本事業団の保有するシステムでのみ可能となるため、個人情報保護の観点からも安心です。

詳しくは、私学共済ホームページ
 「私学共済事業のご案内」▼福祉事業▼
 特定健康診査・特定保健指導▼特定健診に関する事務手続き▼健診結果データチェック機能」をご覧ください。

共済業務

新しい健康ポータルサイト
 「PeppUp」をご利用ください
 福祉部 保健課

5月下旬に、対象者（30歳～74歳までの加入者及び被扶養者）に対し、新しい健康ポータルサイトにログインするための「本人確認用コード」を加入者の登録住所宛てに発送しました。
 PeppUp（ペップアップ）の「PeppUp」は英語で「元気」や「活力」という意味があります。それらを「UP」するという親しみやすい名前のアプリです。お手持ちのスマートフォンやパソコンから利用できます。毎日ログインをして、歩数や体重等の記録を付けたり、健康記事を閲覧したり、楽しみながら健康につながる取り組みができます。ポイントもたまります。

さらに、40歳以上の特定健診の対象者には、学校法人等より提出される健診結果に基づき「健康年齢」を算出し、実年齢よりも若ければ若いほどポイント（マイナス0.1歳）ごとに10ポイント、最大300ポイント）が付与されます。
 10月には、PeppUp登録者限定の「ウォーキングラリー」イベントを開催する予定です。個人でもグループでの参加も目標達成でポイントがもらえる楽しいイベントです。ポイントは素敵な商品や電子マネーと交換ができますので、ぜひご参加ください。

相談窓口を
 ご利用ください
 広報相談センター相談班

共済業務にかかる各種相談、年金の試算、証明書の交付及び様式用紙等の送付などは、共済事業本部の他、ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課でも行っています。

◆受付時間
 月曜日～金曜日
 （祝日及び年末年始を除きます）
 9時～17時15分

注 番号をお間違えのないようお願いいたします。

◆様式用紙等の請求方法

様式用紙等は、一部を除き私学共済ホームページ（様式用紙等ダウンロード）から内容（分類）別又は用紙名（50音順）で検索し、ダウンロードすることができます。ダウンロードできない用紙は、「様式用紙等請求フォーム」[DL](#)又は任意の用紙に①学校名②学校記号番号③郵便番号・送付先住所④連絡先電話番号⑤担当者名⑥用紙名（様式番号は不要）⑦必要枚数を明記し、FAX又は郵送で請求してください。

注 様式用紙等は変更することがありますので、利用のつど必要枚数を取得してください。

照会先	電話番号	様式用紙等の請求専用FAX番号
共済事業本部	☎03(3813)5321(代表)	FAX 03(3813)1081(相談班)
共済業務課(直通)	札幌ガーデンパレス	☎011(222)6234 FAX 011(222)6311
	仙台ガーデンパレス	☎022(299)6231 FAX 022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388 FAX 052(957)1387
	大阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701 FAX 06(6393)9728
	広島ガーデンパレス	☎082(262)1134 FAX 082(262)1134
	福岡ガーデンパレス	☎092(752)0651 FAX 092(713)3581

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

お詫びと訂正

本誌5月号 7頁 3段目「資格取得報告書」について、タイトル及び本文5行目に「新規」と記載していますが、正しくは「新規・継続・再」です。

お詫びして訂正します。

「賞与等支給報告書」を提出してください

「賞与等支給報告書」は、私学事業団に登録している賞与等支給予定月の前月に、学校法人等へ送付します。

電子媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人等には送付しないため、報告漏れに注意してください。

「賞与等支給報告書」は、賞与等を支給した日(同月内に賞与等の支給が複数回あった場合は最後に支給した日)から5日以内に提出してください。

【注意点】

- ・賞与等の支給がない場合、提出の必要はありません。
- ・賞与等支給報告書に記載されている加入者で、賞与等の支給がない人は、該当する加入者番号から賞与区分までを二重線で抹消してください(抹消せず0円や空欄で報告した場合は「未確認連絡書」を送付します)。
- ・電算用紙による申請は、事前の承認が必要です。

【業務部 資格課】

生涯生活設計セミナーの申し込み締め切り

生涯生活設計セミナー(加入者とその配偶者が対象です)の申し込みは6月18日(火)必着です。希望者がいましたら、早めに申し込むよう周知をお願いします。

【福祉部 保健課】

特定保健指導利用券の有効期限

令和5年度の「特定保健指導利用券」の有効期限は、7月31日(水)です。特定保健指導の対象となった人は、有効期限までに、保健指導実施機関で初回面談を受けるよう案内してください。

【福祉部 保健課】

積立共済年金と共済定期保険の前期加入申し込み締め切り

前期加入申し込みは6月28日(金)必着です。

【積立共済年金】

新規加入の他に、既加入者の他コースへの加入や口数変更(増口・減口)、中途一時払の申し込みを受け付けます。

【共済定期保険】

「家族年金コース」「医療保障コース」「医療費支援コース」の同時加入可)及び「学校加入コース」の新規加入申し込みのみ受け付けます。なお、他コースの新規加入、既加入者の加入内容の変更及び脱退は、後期加入申込期間での取り扱いとなります。

【福祉部 貯金・貸付課】

貸付けの申込締め切り日に注意してください

令和6年7月2日(火)送金分は6月14日(金)、7月22日(月)送金分は6月28日(金)が締め切り日となります。締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日ときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

6月の共済業務スケジュール

3日(月)	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始 貸付 送金
6日(木)	貸付 5月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(木)	貯金 送金
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(金)	掛金等 5月調定口座振替(自振校のみ) 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み締め切り 貸付 6月分定期償還口座振替(自振校のみ) 貸付 7月22日送金申し込み締め切り

7月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等 5月調定納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 6月分定期償還期限
10日(水)	資格 「標準報酬基礎届書」提出期限 貯金 払込期限(必着)
12日(金)	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

〔月報私学〕はホームページにも掲載しています

クールビズを実施しています

私学事業団では、例年、政府が推進する「地球温暖化防止」等の施策への対応としてクールビズを実施しています。今年も節電のため、9月30日までの間、冷房温度の調節を行い、軽装で執務をしています。ご理解をお願いします。

「月報私学」に対するご意見・ご要望をお待ちしています

「月報私学」は私学事業団の広報誌として、私学の皆様に役立つ情報を提供するため、より一層の充実を図ってきたいと考えています。本誌に対するご意見、ご感想、取り上げてほしい企画などのご要望がありましたら、下記までお寄せください。今後の編集の参考にさせていただきます。たくさんのご意見をお待ちしています。

【企画室】

☎03(3230)7811・7881

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学校法人基礎調査票提出のお願い

●大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様へ

「学校法人基礎調査」2回目提出のお願い

・提出調査票内容：土地・建物調査、財務系調査

①土地・建物面積等 【310・320】

②財務等 【410・850】

※【 】は調査票区分を表しています。

・提出期限：令和6年6月28日(金)

■決算関係書類

「e-マネージャ」によるデータのご提出に併せて、令和5年度

・「計算書類(写)」

・「独立監査人の監査報告書(写)」

・「収益事業の計算書類(写)」

を各1部、私学情報室宛てにご送付ください。

なお、補助金課に提出している場合でも、お手数ですが、別途私学情報室へもご送付ください。

※「基礎調査票e-マネージャ」については、原則、終日ご利用いただけます。なお、システムメンテナンス等で休止する場合は別途「学校法人ポータルサイト」にてお知らせします。詳しくは、令和6年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』をご覧ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840~7844

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

2024年度 若手・女性研究者奨励金を 研究課題74件に総額2,960万円交付しました

本奨励金は、私立大学等に在籍する若手研究者や女性研究者のための「社会一般からの寄付」による研究奨励金制度です。

研究者が、自ら発案し、「取り組んでみたい」と思う独創性ある研究に対して、研究機会を提供することにより、新たな研究意欲の向上と次世代の担い手となる人財の育成を図ることを目的としています。

趣旨にご賛同いただいた社会一般の皆様からの寄付金を財源としており、その全額が奨励金に充てられます。

2024年度の本奨励金交付にあたる寄付者ご芳名 (五十音順)

一般社団法人日本工業倶楽部 様
株式会社アベックス 様
共栄火災海上保険株式会社 様
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 様
第一生命保険株式会社 様
大和証券株式会社 様
中山福株式会社 様
三井住友信託銀行株式会社 様
ANAホールディングス株式会社 様
他 匿名を希望する法人 及び 個人の方々

ご寄付を賜りました皆様にご心より御礼申し上げます。引き続き本奨励金の制度を広く周知し、さらに支援の輪を広げ、私立学校の発展に貢献してまいります。今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316・7319・7320

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから
宿泊予約ができます。



HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
Gp 東京カーテンパレス

〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)6211(代表)
JR・東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅から徒歩5分。東京メトロ千代田線
「新御茶ノ水」駅(B1出口)から徒歩5分 <https://www.hotelgp-tokyo.com/>

東京たびストーリー「プレミアム会席」旅Story

夕食は、創業昭和3年の和食堂「つきじ植むら 梅里」で旬の食材を使用した彩り豊かなお食事をお楽しみください。

1泊2食(2名1室/1名様)
スーペリアツインルーム **15,300円～17,150円**
取扱期間：通年(年末年始を除きます)
・朝食は和洋バイキングです。
・特典：14時チェックイン、12時チェックアウト



夕食(プレミアム会席イメージ)

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
Gp 大阪カーテンパレス

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211(代表)
JR「新大阪」駅(北口)から徒歩10分。大阪メトロ御堂筋線「新大阪」駅②号出入口階段を経由して高架
下から無料シャトルバス(始発7:05～最終23:05)で3分 <https://www.hotelgp-osaka.com/>

天然温泉付き とくくとくプラン

大阪ガーデンパレス向かいの「天然温泉ひなたの湯」の入浴券が付いたお得な宿泊プランです。効能豊かな天然温泉で日頃の疲れを癒してはいかがでしょうか。

1泊2食(2名1室/1名様) **12,800円～**
取扱期間：通年(年末年始を除きます)
・1名1室の場合、1,100円の割り増しになります。
・夕食は和洋折衷料理、朝食は和洋バイキングです。



ひなたの湯

融資事業のご案内

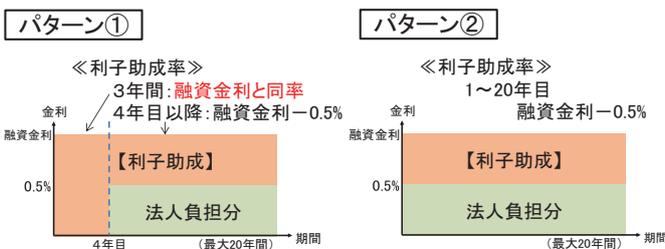
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



※事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
※利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利(令和6年5月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	2.00	1.50	1.00	0.90
寄宿舎などの建築・用地取得	2.10	1.60	1.10	—
園バスや備品などの購入	—	—	1.00	(5.5年以内) 0.70

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7864、7866~7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp